夏だ！ いろいろチャレンジしてみよう

特に記載がない場合、市役所の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

羽村市・日野自動車連携子ども講座

とばしてみよう!! ペットボトルロケット！

ものづくりのプロである日野自動車㈱親和会の皆さんに、ペットボトルロケットの作り方を教わって飛ばしてみよう。

ものを作る楽しさや科学の面白さを体験できるよ！

日　時　8月22日㈮午後1時30分～4時
会　場　プリモホールゆとろぎ創作室1・S＆Dスポーツパーク富士見多目的広場
対　象　小学校2～6年生（2年生は保護者同伴）
定　員　20人（申込順）
共　催　日野自動車㈱親和会、羽村市教育委員会
申込み　7月3日㈭（市外の方は7月10日㈭）午前9時から、右上の二次元コードまたは直接、プリモホールゆとろぎへ

▲ペットボトルロケット（市公式サイト）

問合せ　プリモホールゆとろぎ☎570-0707
（午前9時～午後5時。祝日以外の月曜日休館）

子ども体験学習会

まゆから糸をひこう！

3種類の昔の道具を使って本物のカイコのまゆから糸を引いたり、真綿を作ったりします。

日　時　8月10日㈰
午前の部…午前10時～11時30分
午後の部…午後1時30分～3時
会　場　郷土博物館オリエンテーションホール
対　象　中学生以下の方（保護者見学可）
※小学校2年生以下は必ず保護者同伴
定　員　各部20人（申込順）
持ち物　タオル、エプロンまたは汚れてもよい服装
申込み　7月2日㈬（市外の方は7月9日㈬）から、電話または直接、郷土博物館へ
※7月15日㈫は臨時休館

問合せ　郷土博物館☎558-2561
（午前9時～午後5時。祝日以外の月曜日休館）

夏休みにみんなで学ぼう

認知症キッズサポーター養成講座

脳の病気によって記憶や判断する力が少しずつ弱くなる認知症。

認知症についてDVDやテキストで学び、認知症の方を見守るために、自分にできることを考えてみましょう。

▲申込フォーム

日　時　8月5日㈫午前10時～11時
会　場　プリモホールゆとろぎ講座室1
対　象　市内在住のおおむね小学校4～6年生と保護者
定　員　20組（申込順）
申込み　7月3日㈭～8月1日㈮に、上の申込フォーム、電話または直接、高齢福祉介護課介護予防・地域支援係へ

問合せ　高齢福祉介護課介護予防・地域支援係㈹197

二次元コードのついている記事は、その二次元コードをスマートフォンなどで読み取ると、市公式サイトなどで詳しい内容を確認したり、そのまま申込みを進めたりすることができます。

介護保険

問合せ　高齢福祉介護課【制度や保険料について…介護保険係㈹143・要介護認定について…介護認定係㈹146】／保険料の納付について…納税課㈹179

保険料額決定通知書を送付

7月上旬に、65歳以上の方（第1号被保険者）に、令和7年度の介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付します。

◆65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

前年の合計所得金額などに応じた負担になるように16段階に区分されます。

※詳しくは、決定通知書または市公式サイトを確認してください。

▲介護保険料（市公式サイト）

◆40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険によって金額や納め方は異なりますが、医療保険分と介護保険分を併せて納めていただいています。

介護保険の認定を受けた方へ 新しい介護保険負担割合証を送付

要支援・要介護および事業対象者認定を受けた方全員に、負担割合（1～3割）を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。現在の負担割合証の有効期限は7月31日㈭までです。

8月1日㈮以降は、新しい負担割合証を提示してください。

※現在の負担割合証は破棄するか、市役所1階高齢福祉介護課までお持ちください。

事前に申請を 介護保険利用者負担額の軽減制度

対　象　市民税非課税世帯で次の全てに該当する方

○年間収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
○預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
○日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
○負担能力のある親族などに扶養されていないこと
○介護保険料の滞納がないこと

対象サービス　居宅介護（予防）サービスおよび施設介護サービスなど

※軽減の申し出をした事業者によるサービスに限られます。

介護保険施設を利用する方へ 介護保険負担限度額認定の手続きを

介護保険施設の居住費（滞在費）・食費は原則全額自己負担ですが、所得が低い場合、自己負担の上限額が設けられ、これを超えた費用は介護保険から施設などに支払われます（申請が必要です）。

認定の有効期間　8月1日㈮（または申請日の属する月の初日か転入日）～翌年7月末

対　象　次の(1)(2)両方にあてはまる方

(1)世帯全員が住民税非課税であること。別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税であること
(2)本人および配偶者（同居・別居に関わらず）の預貯金などの資産の合計額が次の①～④以下であること
①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者
単身：1千万円以下
夫婦：2千万円以下
②課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額＋非課税年金収入の合計額が80・9万円以下の方
単身：650万円以下
夫婦：1650万円以下
③課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額＋非課税年金収入の合計額が80・9万円超120万円以下の方
単身：550万円以下
夫婦：1550万円以下
④課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額＋非課税年金収入の合計額が120万円超の方
単身：500万円以下
夫婦：1500万円以下
※「配偶者」には内縁関係の場合を含む。

※詳しくは市公式サイトを確認するか、問い合わせてください。

▲施設の居住費・食費の負担軽減制度（市公式サイト）

■引き続き負担限度額認定を利用する方は更新の手続きを

すでに「介護保険負担限度額認定証」を持っている方には、6月に更新手続きの案内を送付しています。確認してください。